

日本建築仕上学会 論文報告集応募規定

1996年12月制定
2004年1月16日改定
2005年2月7日改定

1. 内容

- (1) 建築仕上に関する学術・技術・芸術についての論文、報告および質疑討論とし、論文および報告は原則として未発表のものとする。
- (2) 論文は理論的、実証的または応用的な研究で、目的・方法・手段・結論などが明記されたものとする。
- (3) 報告は特色ある資(史)料・調査・計画・設計・実践・施工などに関するもので、新しい知見を含み、学術的に価値の高いものとする。
- (4) 質疑討論は掲載された論文および報告について、掲載後1年以内に投稿するものとし、誌上にて行う。

2. 既発表であっても応募できる範囲

- (1) 大会学術講演会等を中心として発表したもの。
- (2) シンポジウム、研究発表会、国際会議等でその梗概または資料として発表したもの。
- (3) 大学の紀要、研究機関の研究所報で部内発表したもの。
- (4) 国、自治体、業界、団体から受託した研究の成果。

3. 連続する応募の取扱い

- (1) 連続した数編で応募する場合には、各編がそれぞれ完結したものとする。
- (2) 連続した数編で応募する場合には、先の編の査読終了後、続編を受理する。

4. 応募資格

原則として本会個人正会員とする。

5. 原稿

- (1) 論文および報告は和文、英文のいずれでもよい。
- (2) 論文および報告の本文の前に、要旨およびキーワードをつける。
- (3) 論文および報告は刷り上がり5頁以内を基準とし、超過頁は3頁を限度とする。
- (4) 原稿の書き方および執筆の要領は『論文報告集執筆要領』による。

6. 原稿の提出

- (1) 原稿は、執筆要領にそって作成したもの3部を提出する。
採用の決定後最終の版下原稿を1部提出する。
- (2) 原稿の提出期日は、各月10日締めとする。
- (3) 原稿が本会に到着した日を原稿受理日とする。原稿受理日が当月の10日以前の原稿を当月より査読を開始する原稿とする。ただし、内容の訂正等を指摘された原稿で本会発送日より3ヵ月以内に改訂原稿が返送されない場合には、最初の受理日は無効とし、改訂原稿が本会に到着した日を原稿受理日とする。

7. 論文および報告の採否

- (1) 論文および報告の採否は、本会論文審査委員会が「論文報告集原稿審査要領」に基づいて決定し、著者に通知する。
- (2) 査読の結果、『採用』の論文および報告には、採用決定日を明記する。
- (3) 査読の結果、『不採用』の理由に対して、著者が不当と考えた場合は、その理由を明記して本会論文審査委員会宛に異議申し立てをすることができる。

8. 質疑討論の採否

質疑討論の採否ならびにその取扱いは論文審査委員会が行う。

9. 著作権

(1) 掲載論文、報告および質疑討論の著作権は著者に属する。

(2) 著者は、掲載論文、報告および質疑討論の複写権を本会に委託するものとする。

10. 掲載料・超過頁料・カラー印刷掲載料・別刷

掲載料は当分の間無料とする。超過頁料、カラー印刷掲載料、別刷は別途徴収する。

11. 送付先

論文、報告、質疑討論の原稿および異議申し立ての文書は、下記宛に送付する。

〒108-0014 東京都港区芝 5-26-20 建築会館 6階

日本建築仕上学会 論文審査係

付則

本規定は 2005 年 2 月 7 日より施行する。